

維持管理計画書

(1) 産業廃棄物の受入

産業廃棄物運搬車両等により当該埋立処分場の持ち込まれた廃棄物は、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の搬入や、埋立処分を防ぐため廃棄物の受入検査を行う。

受入検査は委託契約書及びマニフェスト伝票で廃棄物の種類等を確認し、車上から異物の混入の有無を確認する。異常がなければ、重量測定を行い展開検査場にて展開検査を行う。展開検査の方法は、別紙「展開検査等の実施方法」による。

(2) 産業廃棄物の飛散及び流出防止対策

産業廃棄物の区域外流出を防止するため、廃棄物を100cm覆土を30cmの層状に敷き均す方法で行い、重機械類で充分転圧を行う。

廃棄物は比較的重量物であるが、廃プラスチック類等のなかで風の影響により飛散しやすい物はがれきや土砂で覆土転圧をし防止する。又、覆土の乾燥化及び突風等による粉じんの発生が予想される場合は、散水・転圧を行う。

(3) 悪臭発生防止対策

展開検査により安定型廃棄物以外は排除する。万一発生が確認された場合は、原因を究明し覆土等の適切な防止対策をとる。

(4) 火災予防対策

産業廃棄物安定型処分場内における可燃物には廃プラスチック類が挙げられるが、埋立処分の際は可燃物を分散させがれき類や土砂により覆土し防止に努める。

産業廃棄物処分場周辺に存在する山林や枯れ草等可燃性物に対しての火災発生防止時の初期消火にも万全に備える。社員及び搬入業者の処理場内での喫煙は厳禁とする。また、展開検査場には、消火器を設置する。

(5) 衛生害虫等の防止対策

展開検査により安定型産業廃棄物以外は排除する。万一発生が確認された場合は、原因を究明し薬剤の散布をし覆土等必要な防止対策をとる。

(6) 立入規制及び囲いの設置

当該処分場の周囲は牧草畑と牧草畑の間にある沢地のため処分場への立入が可能であるため、周囲を有刺鉄線にて囲い立入規制する。

また、運搬車両の出入り口には進入防止のためチェーンを張り施錠し、埋立処分場にみだりに立ち入らないよう防止する。

埋立処分場の周囲には、標識杭、見出し標識等を設置し区域外に侵出しないよう範囲を明確にする。これらの施設が破損した場合は、補修・復旧する。

(7) 立札の設置

当該処分場の入口の見やすい位置に、産業廃棄物最終処分場であることを表示した標識看板を設置する。標識看板は常に見やすくしておくと共に、汚損若しくは破損した場合は補修、復旧する。また、表示すべき事項に変更を生じた場合には、速やかに書き換える等必要な措置を講ずる。

(8) 擁壁等の管理

土堰堤は、「道路土工 のり面工・斜面安定工指針」（社）日本道路協会の「盛土材料及び盛土高に対する標準のり面勾配」に基づき、安定勾配となるよう設置する。

土堰堤は、定期的な点検とともに、台風や大雨後の異常事態の直後には臨時の点検も行い、損壊等発生のおそれがあると認められた場合には、速やかに防止対策等の措置を講ずる。

(9) 発生ガス排除対策

展開検査により安定型産業廃棄物以外は排除するため、生活環境保全上の支障が生じないようにするが、ガスの発生が認められた場合は、ガスの測定を超音波流量計にて行いガス抜き管を設置する。

(10) 地下水等の水質検査

埋立地からの浸出液による処分場周縁の地下水の水質への影響を確認するため、処分場の上・下流部に地下水採取設備を設置する。

地下水等の水質検査は定期的に行い、影響の有無を確認する。地下水等の検査項目及び基準値は、別紙「地下水等検査項目一覧表」のとおりである。

地下水等の水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合には速やかに埋立を中止し、留萌支庁（環境生活課）に連絡し、その原因を究明するとともに再度水質検査を行い、安全が確認されるまで埋立を中止する。

※水質悪化の原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。

(11) 開口部の閉鎖

埋立処分が終了した埋立地は、厚さが概ね 100cmとなる良質の土により覆土し開口部を閉鎖する。閉鎖した埋立地は、牧草畑とするため定期的に状態を点検し、損傷のおそれがある場合は、補修、復旧等の措置を講じる。

(12) 記録の作成及び保存

埋立処分された廃棄物は各月毎に廃棄物の種類、数量、展開検査の実施回数、及び安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入又は付着が認められた年月日を記録し処分の廃止まで保存する。

この記録は、翌月の末日までに本社に備え置き、午前9時から午後3時まで（土、日曜日、会社の休業日を除く）以降3ヵ年間、閲覧に供する。

また、埋立処分場の維持管理に当たって行った点検・検査、その他補修等の措置を行った場合は結果の記録を作成し、処分場の廃止まで保存する。

この記録は、点検・検査の結果が得られた日、または、措置を講じた日の属する翌月の末日までに本社に備え置き、4月から12月までの間毎週月曜日から金曜日午前9時から午後3時まで（会社の休業日は除く）以降3ヵ年間、閲覧に供する。

埋立処分記録表

項 目	委託者	排出場所	廃プラ	金属くず	ガラスくず等	がれき類	展開検査 の有無	混入の 有無
月 日								
月 計								

施設管理記録表

施設等	点検項目	点検・測定方法	実施年月日 採取年月日	異常の有無	措置を講じた 年月日、内容
			年 月 日		年 月 日
			年 月 日		年 月 日
			年 月 日		年 月 日
			年 月 日		年 月 日

(13) 浸透水の水質検査

埋立処分場の廃棄物の層を通過した雨水等の浸透水を浸透水採取設備より採取し水質検査を行う。浸透水の水質検査項目及び基準値は、別表のとおりである。

浸透水の水質に悪化等変化が認められた場合は、北海道知事（留萌支庁環境生活課）に連絡し、原因の調査、新たな廃棄物の搬入中止等生活環境保全上の必要な措置を講じる。

(14) 施設等の維持管理計画

埋立期間中における施設等の点検項目、点検・測定方法及び頻度は、日常の目視確認の他、定期点検を「施設等の定期点検維持管理計画表（埋立期間中）」のとおり行う。

定期点検の頻度は、周縁地下水の水質検査及び浸透水の地下水検査項目による水質検査は、法令等により1年に1回行う。浸透水の水質検査（BOD検査）は、法令等により1ヶ月に1回行う。その他の施設等（展開検査月毎の実施回数を除く）の定期点検の頻度は、1ヶ月に1回行う浸透水の水質検査を測定した時点での各施設の状況を把握するため、同日一斉に施設点検を実施する。

施設等の定期点検維持管理計画表（埋立期間中）

施設等	点検項目	点検・測定方法	頻度	特記事項	備考
	周囲の囲い等	目視	1回/月		チェーン、有刺鉄線境界杭
	立札	目視	1回/月		
	土堰堤	目視	1回/月		
	飛散流出の有無	目視	1回/月		覆土状況
	悪臭の有無	臭気	1回/月		
	火災	目視	1回/月		
	衛生害虫	目視	1回/月		覆土状況
	展開検査月毎の実施回数	目視	搬入車両毎		展開検査記録票
	周縁地下水	依頼	1回/年		地下水等検査項目
	浸透水	依頼	1回/月		BOD
	浸透水	依頼	1回/年		地下水等検査項目

また、埋立終了後から廃止までの期間中における施設等の点検項目、点検・測定方法及び定期点検の頻度は、「施設等の定期点検維持管理計画表（埋立終了後）」のとおり行う。

定期点検の頻度は、周縁地下水の水質検査及び浸透水の地下水等検査項目による水質検査は、法令等により1年に1回行う。浸透水の水質検査（BOD検査）は、法令等により3ヶ月に1回行う。その他の施設等の定期点検の頻度は、1ヶ月に1回行う浸透水の水質検査を測定した時点での各施設の状況を把握するため、同日一斉に施設点検を実施する。

施設等の定期点検維持管理計画表（埋立終了後）

施設等	点検項目	点検・測定方法	頻度	特記事項	備考
	周囲の囲い等	目視	1回/3ヶ月		チェーン、有刺鉄線境界杭
	立札	目視	1回/3ヶ月		
	土堰堤	目視	1回/3ヶ月		
	飛散流出の有無	目視	1回/3ヶ月		覆土状況
	悪臭の有無	臭気	1回/3ヶ月		
	火災	目視	1回/3ヶ月		
	内部温度	浸透水検温	終了後1回		廃止確認申請直前1回
	ガス発生の有無	依頼	1回/3ヶ月		
	衛生害虫	目視	1回/3ヶ月		覆土状況
	周縁地下水	依頼	1回/年		地下水等検査項目
	浸透水	依頼	1回/3ヶ月		BOD
	浸透水	依頼	1回/年		地下水等検査項目

(15) 廃止の方法

施設の廃止は、「施設等の定期点検維持管理計画表（埋立終了後）」により、廃止基準に適合すると判断されたのち、廃止確認申請を行い検査合格後、廃止する。